

○三次市民バス運行条例

平成17年3月25日条例第2号

改正

平成24年10月5日条例第26号

三次市民バス運行条例

(目的)

第1条 この条例は、三次市民バス（以下「市民バス」という。）を運行することにより地域住民の交通手段を確保し、もって市民の福祉を増進することを目的とする。

(運行区間等)

第2条 市民バスの運行区間は、国土交通大臣の許可を受けた区間又は区域とする。

2 市民バスの運行日は、国土交通大臣の許可を受けた運行日とする。

(運賃)

第3条 市民バスを利用する者（以下「旅客」という。）は、次の各号に掲げる運賃を支払わなければならない。ただし、小学生の旅客については、半額とし、小学生未満の旅客については、無賃とする。

(1) 路線定期運行 1人1乗車につき 100円

(2) 区域運行 1人1乗車につき 300円

(運賃の減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、前条に規定する運賃を減額し、又は免除することができる。

(運賃の還付)

第5条 既納の運賃は、還付しない。ただし、市長は、相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第6条 市民バスの車両等を損傷し、又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(運行業務の委託)

第7条 市長は、市民バスの運行に関する業務の一部を委託することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1号の規定による路線定期運行を同条第2号の規定による区域運行に変更する場合において、同号中「300円」とあるのは、試験的運行を実施する場合は、その期間において「100円」とし、その後6月間は「200円」とする。ただし、試験的運行を実施しない場合においても6月間は「200円」とする。

附 則 (平成24年10月5日条例第26号)

この条例は、平成24年12月19日から施行する。